

長野工業高等専門学校有期雇用教職員永年勤続表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第31条第2号の規定に基づき、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）に期間を定めて雇用される有期雇用教職員の永年勤続表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰の日)

第2条 表彰は勤労感謝の日に行うものとする。

(対象者)

第3条 永年勤続表彰は、表彰の日において、有期雇用教職員就業規則第2条第1項による在職期間が20年以上で、かつ、勤務成績が良好な有期雇用教職員について行うものとする。

(在職期間の計算)

第4条 前条の在職期間の計算は、表彰の日の属する月までに在職した月数とする。

2 前項の在職期間には、非常勤職員の任用およびその他の取扱いについて（昭和36年3月31日文人任第54号通知）第1項に定める非常勤職員のうち1日につき8時間をこえない範囲内で日日雇い入れられる職員として、廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された長野工業高等専門学校に在職した期間を通算することができる。

(除算期間)

第5条 次の各号に掲げる期間は、在職期間から除算する。

- 一 欠勤の期間
- 二 懲戒処分により停職又は減給された期間

(表彰の回数)

第6条 永年勤続表彰は、1人の有期雇用教職員について1回とする。

(副賞の取扱)

第7条 副賞の取扱は、永年勤続表彰者への記念品贈与に関する取扱について（平成16年8月16日独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局長裁定）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年11月18日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年2月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この規則の適用日前において、改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則（平成23年3月30日一部改正）第2条第1項による日日雇用教職員としての在職期間については、有期雇用教職員就業規則第2条第1項による在職期間とみなす。